

件名：市のゴミカレンダーについて

(平成 25 年 4 月 9 日受付)

他市に比べて、西条市のゴミカレンダーは非常に見づらく、一目見ただけではよくわからない。もう少し真剣に作るべきだ。直接搬入できる施設の簡易地図なども載せるべきではないか。

また、収集の曜日が決まっているなら、年間カレンダーは不必要である。

(回答)

貴重なご意見ありがとうございます。

ゴミカレンダーは、市民の皆様のご意見を参考に毎年検討を行い、ごみの出し方・分け方及び収集日を A 2 版のみでわかりやすいように作成しております。

年間カレンダーについてもあれば分かりやすいと市民の方からのご意見をいただき、平成 23 年度版から作成しているものです。

また、ご意見をいただきました施設の簡易な地図等については、ゴミカレンダーのスペース上困難なため、西条市ホームページ上でごみ分別表や施設の位置図を掲載しております。

今後は、ごみ分別表や施設の位置図等を掲載した全世帯配布用冊子の作成を含め検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

(担当：環境衛生課)

件名：西条市の自然を伝える手段について

(平成 25 年 5 月 30 日受付)

西条市で守らなければならない自然は、「石鎚山」と「加茂川」だと思うが、その全体を把握し、イメージを市民に見せることが必要である。

自分が撮影した石鎚山系の野草の写真と、加茂川と周辺の野鳥の写真を提供するので、資料としてまとめて、市民が見られるようにするのはどうか。ホームページと連携するのがいいと思う。

(回答)

日頃より、市の環境衛生行政にご協力いただきありがとうございます。

さて、ご意見の「西条市の自然を伝える手段について」貴重なご意見をいただきありがとうございます。撮影された写真は、有識者に確認後、西条市ホームページ「水の歴史館」に投稿コーナーを作り、掲載させていただいたらと考えております。

また西条市地域の生物多様性の保全活動については、今後市民の皆様のご意見やご協力を広くいただく所存でございますので、よろしくお願いいたします。

(担当：環境衛生課)

件名：水について

(平成 25 年 6 月 13 日受付)

先日、市長が松山市長と対談していたが、西条の水を守ってくれるのかどうか不安である。松山分水をすると西条の水が破壊されるため、これだけは絶対にやめてほしい。

(回答)

貴重なご意見ありがとうございます。

5 月 29 日に松山市長を訪問したのは、県都の市長との連携は、西条市にとっても重要であり、地域の現状や課題について情報交換するとともに、観光などを中心とした協力を約束したものです。なお、今回の訪問は松山分水と関連するものではありません。

また、水の自然の摂理を無視して、流域を越えて分水し、まちを創るという時代は終わっており、西条の中でしっかりと水を活かしたまちづくりを行っていき、西条の水を守っていきたいと考えております。

以上、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(担当：環境衛生課)

件名：小松中学校男子バレー部廃部について

(平成 25 年 6 月 21 日受付)

アンケートだけで廃部を決めたということだが、廃部を取り消してほしい。全国大会出場を視野に入れて厳しい練習をしている有望な子どもたちの夢を奪わないでほしい。

(回答)

西条市の生徒数及び学級数の推移予測によると、小松中学校では、平成 24 年度から平成 27 年度までに生徒数で約 30 名、学級数で 1～2 学級の減、平成 28 年度から平成 33 年度までに更に生徒数で約 30 名、学級数で 1 学級の減が予測されます。生徒数の減少は、部員数の減少につながり、活動が成り立た

なくなる部活動が出るのが予測されます。また、学級数の減少により教職員数が減り、深刻な部活動の指導者不足が懸念されます。

これらのことから、小松中学校では、今ある部活動すべての存続は今後難しいと判断し、部活動数を減らすことを検討してまいりました。ここ数年間行った小学生に対する部活動アンケートの結果等も参考にし、校内で慎重に検討した結果、今後、試合が成立するために必要な部員の確保が特に難しいと判断した男子バレー部を、その対象とさせていただいたと聞いております。

お気持ちもよくわかりますが、いろいろな要因を総合的に検討した上で、小松中学校が出した苦渋の判断ですので、何卒ご理解いただけたらと思います。

(担当：学校教育課)

件名：在宅酸素治療患者の電気代一部負担について

(平成 25 年 7 月 1 日受付)

特定疾患の治療で在宅酸素を 24 時間使用している。在宅酸素利用者の低所得層に対して、電気代の一部補助をお願いしたい。全国にはすでに実施している自治体もある。

(回答)

この度は、貴重なご意見を頂き、ありがとうございます。

ご要望のありました、在宅酸素療法にかかる電気代の助成につきましては、愛媛県内に実施している市はございませんが、全国的には幾つかの自治体の実施しております。

ただし、助成額の設定もまちまちで、対象者につきましても、重度心身障害者医療費助成の対象者や各種福祉手当等受給者を除くなどの取り扱いがされている自治体もあり、当市といたしましても、市民のニーズ、公平性等を勘案しながら、助成の是非を検討させていただきたく存じますので、今しばらくお時間を頂きますよう、お願い申し上げます。

(担当：社会福祉課)

件名：運動公園、自然公園及び災害時の避難場所について

(平成 25 年 7 月 2 日受付)

旧西条市内には、子どもたちを自然の中で遊ばせる場所が少ないと思う。遊歩道や芝生広場などを設置した森林公園等を整備してほしい。

さらに、その場所を災害時の避難場所として兼用すればどうか。旧市倉ファーム跡地、円山公園等が考えられる。

(回答)

このたびは、貴重なご意見をいただきありがとうございます。

旧西条市内で、子供連れで自然の中で遊べる場所といえば、標高 197m の八堂山界隈があります。

年間を通じて自然を楽しめる登山道や、山の東斜面には市民の森が整備されており、多くの市民に愛されています。また、武丈公園やトリム公園では、春の花見、夏のキャンプ、秋のいもたき、鮎釣りなど、季節を通じて自然とふれあいながら楽しむことができます。

さらには、石鎚ふれあいの里においては、美しい清流のせせらぎの中子供たちの格好の遊び場があり、四季折々の自然美で訪れる人の心を癒してくれます。

このように、旧西条地域においては、家族連れで自然と楽しむことが出来る場所が数多くあり、他の市内の地域や、他市と比較しても優れた地域であると考えております。

西条運動公園については既に整備されており、避難場所としても指定されております。

円山森林公園については、計画面積 36ha の広大な区域を、恵まれた自然を生かした「市民の憩いの場」・「学習の場」として公園施設整備を行うものとしておりますが、現在のところ、具体的な整備計画は決まっておりません。

円山森林公園の整備計画が具体化した際には、災害時の避難場所としての機能につきましても、地元住民の方々のご意見も頂きながら検討してまいりたいと考えております。

今後もお気づきの点がございましたら、ご意見などをお寄せいただきますようお願い申し上げます。

(担当：都市計画整備課・危機管理課)

件名：公共下水道の整備について

(平成 25 年 7 月 5 日受付)

合併後、小松町だけは下水道が整備されていないので、整備してほしい。

(回答)

日頃より、市行政全般にわたり、ご協力を賜りありがとうございます。

西条市の公共下水道事業は、昭和 49 年度に西条地区、昭和 58 年度に東予・

丹原地区でそれぞれ事業に着手しました。

平成 24 年度末で両地区あわせた下水道普及率は約 60%であり、未だ多くの未普及地域があることから、現在、鋭意、整備を実施しているところであります。

今回ご要望のありました小松地区の公共下水道整備につきましては、合併時の協議で「公共下水道整備事業（全体計画）については、新市移行後早い時期に、小松町を含めた全体計画の見直しを行う」との調整方針であったことから、平成 21 年度に西条市全域の公共下水道（全体計画）の見直しを行い、小松地区においても、お住まいの地域等を含む人口密集地については、将来下水道事業を実施する全体計画区域となっています。

しかしながら、小松地区では、人口の約 55%が合併浄化槽により水洗化が図られていること、また合併浄化槽の整備は国庫補助事業として国の補助金が支出され現在も継続中であることから、公共下水道事業の実施時期については、今後の課題として検討していきたいと考えていますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

（担当：下水道工務課）

件名：市民県民税および健康保険料の支払機関について

（平成 25 年 7 月 23 日受付）

ゆうちょ銀行の口座で支払いができないため、とても不便を感じている。
ゆうちょ銀行でも支払いができるようにしてほしい。

（回答）

日頃より、市政各般に亘り格別のご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

ご意見の、市税（市県民税、国民健康保険税）をゆうちょ銀行で納付いただく方法は、2つの方法がございます。

1つ目の方法は、ゆうちょ銀行からの口座振替の方法です。

口座振替のお申し込みは、市内の金融機関（ゆうちょ銀行を含む）および西条市役所納税課に用意しております口座振替依頼書を、振替希望の口座がある金融機関に提出していただければ、納期限に口座から振替させていただきます。年度途中でのお申し込みですと、金融機関経由で市が受け付けた翌月末の納期限から振替が開始されます。

2つ目の方法は、郵便振替用紙を使って郵便局で納付する方法です。市役所納税課にご連絡いただければ郵便振替用紙を送付させていただきます。

この方法ですとゆうちょ銀行のATMでも使用できるため、休日等の幅広

い時間帯で納付の利点がありますが、毎年、納税通知書受け取り後、市役所納税課まで申し出ていただく必要があります。

市としましては、便利で確実な口座振替を推進しておりますので、ぜひご検討ください。今後とも、納税に関してのご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

(担当：納税課)